

R5年度の主な助成金及び法律の改正ポイント

2023.3.6
齋藤希実子 社会保険労務士事務所

No.	助成金の名称	内容	詳細	R5年度の改正
1	65歳超雇用推進助成金	65歳超継続雇用促進コース	65歳以上への定年の引上げや高齢者の雇用管理制度の整備等を行った場合に、15万円～最高160万円(R4年度助成額)	生産性要件の廃止
		高齢者評価制度等雇用管理改善コース	高齢者向けの雇用管理制度の整備等を行った場合に、支給対象経費50万円を助成(初回限定 R4年度助成額)	
		高齢者無期雇用転換コース	50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した場合に48万円を助成(中小企業 R4年度助成額)	
2	両立支援助成金	出生時両立支援コース	男性労働者が産後8週間以内に連続5日以上の子育休取得した場合に20万円を助成 育児休業取得率の30%以上達成を3年以内に行った事業所に、最高60万円を助成(R4年度助成額)	生産性要件の廃止
		介護離職防止支援コース	介護休業取得時、職場復帰時、職場復帰後支援につき、各30万円、全部で90万円を助成(R5年度助成額)	生産性要件の廃止 助成金額の改定
		育児休業等支援コース	育児休業取得時、職場復帰時、職場復帰後支援につき、各30万円、全部で90万円を助成(R5年度助成額) 代替要員50万円(R5年度助成額)	
		不妊治療両立支援コース	不妊治療のための休暇を20日以上連続して取得させた場合に30万円を助成	
3	キャリアアップ助成金	正社員化コース	有期契約社員を正社員に転換した場合に57万円(R4年度助成額) 人材育成支援コース助成金における訓練修了の場合に、加算あり。	生産性要件の廃止
		賃金規定等共通化コース	有期契約社員に正社員と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に、60万円を助成(R5年度助成額)	生産性要件の廃止 助成金額の改定
		賞与・退職金制度導入コース	有期契約社員に賞与又は退職金の制度を導入した場合、40万円を助成(R5年度助成額) 有期契約社員に賞与及び退職金の制度を導入した場合、56.8万円を助成(R5年度助成額)	
		短時間労働者労働時間延長コース	1週間の所定労働時間を3時間以上延長した場合に、対象労働者1人当たり23.7万円を助成	
4	人材確保等支援助成金	雇用管理制度助成コース	正社員の雇用管理制度を整備した場合に、57万円を助成(R5年度助成額)	生産性要件を廃止して 賃上げ要件に変更
		建設業を支援する各種コース	建設業が労働者の雇用管理、技能実習、認定訓練等の制度を整備した場合に助成	
5	人材育成支援コース助成金		労働者に訓練を受けさせてスキルアップを図る場合に、経費の70%(最高)と賃金760円(時給)を助成	人材開発支援コース助成金及び 特別育成訓練コース助成金を統合
6	業務改善助成金	30円コース・45円コース・60円コース・90円コース	業務を改善して労働者の賃金をあげた場合に助成(最高600万円)R4年度助成額	
7	高齢労働者処遇改善 促進助成金		高齢者の賃金規定等を改定し、一定の割合以上で増額した場合に助成	賃金増額に割合が要件に 加わる
8	割増賃金率の引上げ		2023年4月1日より中小企業において、月60時間超えの残業割増賃金率が50%に変更になります。	
9	未払賃金の請求期間3年		2020年4月1日以降賃金請求権の消滅時効が5年(当分は3年)に改正され、この3年が2023年3月31日です。 つまり、2023年4月1日以降は3年分の未払賃金(残業、休日労働、有給休暇等)を請求できることになります。	
10	インボイス制度		2023年10月1日より消費税の仕入税控除の方式としてインボイス制度が始まります。	
11	電子帳簿保存法		電子で受け取った請求書や領収書は電子で保存することになります。2023.3.1時点では義務化の日が未定です。	